

TPA 法の施行等について

1 TPA 法(2015 年超党派議会貿易優先事項及び説明責任に関する法律)の施行

(1) 議会関係

- ①大統領－法施行後できるだけ速やかに、既に実施中の TPP 交渉、TTIP 交渉、WTO サービス協定交渉及び WTO 環境物品交渉について、議会への通知及びそれぞれの交渉における交渉目標等を提示：第 7 条(b) (1)
- ②大統領－①の通知の前後に、①の交渉について下院歳入委員会、上院財政委員会、その他適切と判断する委員会及び議会アドバイザー・グループに協議：第 7 条(b) (2)
- ③下院議長又は上院議長代行－下院歳入委員長・筆頭理事又は上院財政委員長・筆頭理事と協議の上、下院議員又は上院議員を通商政策及び交渉に関する議会アドバイザーとして指名：4 条(b) (1)
- ④下院歳入委員長又は上院財政委員長－法施行後 60 日以内(8 月 28 日まで)に、及び各会期開始後 30 日以内に、それぞれ議会アドバイザー・グループを開催：第 4 条(c)
- ⑤米通商代表－法施行後 120 日以内(10 月 28 日まで)に、通商協定に関し議会との調整を改善するためのガイドライン及び通商代表と議会アドバイザー・グループとの有益かつ時宜を得た情報交換を容易にするためのガイドラインを作成：第 4 条(a) (3) (A) 及び(c) (3) (A)
- ⑥米通商代表－法施行後できるだけ速やかに、センシティブ農産物(ウルグアイ・ラウンド合意の結果、1994 年 12 月 31 日の適用関税率が 1995 年 1 月 1 日に 2.5%以下の削減率となった農産物及び TPA 法の施行時に関税割当ての対象となっている農産物)の更なる関税削減が適切かどうかについて、下院歳入委員会と農業委員会、上院財政委員会と農業・栄養・林業委員会に協議：第 5 条(a) (2) (B)

(参考) 生鮮・チルドの牛肉、クリーム・バター・脱脂粉乳等の乳製品、粗糖等については関税割当ての対象品目となっている。なおウルグアイ・ラウンド合意の先進国の農産物関税引下げ率は、6 年間で最低 15%(1 年間で、2.5%の引下げ)・平均 36%であったので、センシティブな農産物は、この最低引下げ率が適用された品目で、オレンジジュースが該当するのではないかと考えられる。

(2) 透明性の確保

- ①米通商代表部に首席透明政策官を設置：第 4 条(f)
首席透明政策官は、通商交渉の透明性政策について議会と協議し、その透明性

を調整し、国民と関わり、手助けし、透明性政策に関し米通商代表に助言する。

- ②米通商代表一法施行後 120 日以内(10 月 28 日まで)に、下院歳入委員長・筆頭理事及び上院財政委員長・筆頭理事とそれぞれ協議の上、国民への通商交渉に関する情報提供のガイドラインを作成：第 4 条(d) (1) (A)
- ③ガイドラインに盛り込むべき事項：第 4 条(d) (1) (B)
国民が容易に見つけ出し、利用することができる情報の速やかな開示及びパブリックコメント等を通じた国民の意見を聞くための頻繁な機会の提供を挙げている。

(3) 諮問委員会(1974 年通商法第 135 条)との調整

- ①米通商代表一法施行後 120 日以内(10 月 28 日まで)に、下院歳入委員長・筆頭理事及び上院財政委員長・筆頭理事とそれぞれ協議の上、貿易政策・交渉諮問委員会等の諮問委員会との調整を促進するためのガイドラインを作成：第 4 条(e) (1)
- ②ガイドラインに盛り込むべき事項：第 4 条(e) (2)
それぞれの委員会に関連する課題について、交渉過程を通じて諮問委員会に時宜を得た説明を行い、定期的に意見を聞く機会の設定、並びに交渉及び交渉(機密情報を含む)に関連する適切な文書について、委員との詳細かつ時宜を得た情報の共有を挙げている。
(参考) 1974 年通商法第 135 条に基づく諮問委員会は、貿易政策・交渉諮問委員会のほか、農業、労働、国防、環境、サービス、中小企業等の部門又は機能別に設置されており、それぞれ 45 人以下の業界代表等の委員で構成されている。
- ③米通商代表一上述のガイドラインを通商交渉で影響を受ける法律を所管している全ての政府機関へ周知：第 4 条(e) (3)

2 TPA 法におけるセンシティブな農産物の取扱い

- (1) 大統領は、農産物に関する交渉を開始し、又は継続する前に、次の評価と協議を実施：5 条(a) (2) (A)
 - ①ウルグアイ・ラウンド合意で譲許している農産物に関し、米国の関税率が交渉相手国の譲許税率よりも低いかどうかを評価
 - ②米国産品に対する世界中の譲許及び適用税率が米国よりも高いかどうか、並びに交渉によってそのような乖離に対処する機会を提供するかどうかを審議
 - ③これらの評価で得られた結論に基づいて更なる関税削減に同意するのが適切かどうか、及び全ての適用される交渉目標がいかんにして到達されるかに関し、下院歳入委員会及び農業委員会並びに上院財政委員会及び農業・栄養・林業委員会に協議

(2) 米通商代表は、農業の交渉を開始する前に、TPP 及び TTIP については法施行後できるだけ速やかに、センシティブな農産物に関する特別な協議を実施：5 条(a) (2) (B)

①センシティブな農産物を特定し、次の課題に関し、下院歳入委員会及び農業委員会並びに上院財政委員会及び農業・栄養・森林委員会に協議

(a) 当該農産物を生産している米国産業への更なる関税削減が与える影響を考慮し、当該関税削減が適切かどうか

(b) 当該農産物がウルグアイ・ラウンド合意に違背して科学的根拠に基づかないこと等を含め、不当な動植物検疫に直面していないかどうか

②国際貿易委員会がこのような関税削減が当該米国業界に与える経済的影響及び米国経済全般に与える影響を評価する準備をするよう要請

③その上で、下院歳入委員会及び農業委員会並びに上院財政委員会及び農業・栄養・森林委員会に、米通商代表が交渉で関税を撤廃するつもりであること及び当該関税撤廃の理由を通知

④交渉が開始した後に、上述の通知を行っていない農産物につき追加的関税削減を行うとする場合、又は関税削減を要求された場合は、できるだけ速やかに当該農産物と関税削減を行う理由を議会の関係委員会に通知

TPA 法の規定

➤ センシティブな輸入農産物：第 11 条(15)

①ウルグアイ・ラウンド合意の結果、関税率が米国の関税削減の対象となり、その関税率が 1995 年 1 月 1 日に 1994 年 12 月 31 日の適用関税率の 97.5%までの率に引き下げられた農産物

②TPA 法の施行時に関税割当ての対象となっている農産物

➤ TPA 法におけるセンシティブな輸入品目等の取扱い：第 5 条(a) (2)

① 評価と評価に基づいた協議—農産物関税の削減・撤廃(第 2 条(b) (3) (B))に関する交渉を開始し、又は継続する前に、大統領は、

(i) ウルグアイ・ラウンド合意で譲許している農産物の関税率が交渉相手国の当該農産物の譲許している関税率よりも低いかどうかを評価し、

(ii) 米国産品に対する世界中の譲許及び適用税率が米国の税率よりも高いかどうか並びに交渉によってそのような乖離に対処する機会を提供するかどうかを審議し、

(iii) 米国が評価の結果、米国が評価で得られた結論に基づいて米国が更なる関税削減に同意するのが適切かどうか、及び全ての適用される交渉目標がいかんにして到達されるかに関し、下院歳入委員会及び農業委員会並びに上院財政委員会及び農業・栄養・林業委

員会に協議しなければならない。

② センシティブな輸入品目に関する特別な協議—農産物に関する交渉を開始する前に、TPP 及び TTIP 交渉に関しては TPA 法の施行後できるだけ速やかに、米通商代表は、

(i) TPA 法の施行時に関税割当ての対象となっている農産物及びウルグアイ・ラウンド合意の結果、その関税率が 1994 年 12 月 31 日の適用関税率の 97.5%までの率に 1995 年 1 月 1 日に引き下げられた農産物を特定し、

(ii) 次のことに関し、下院歳入委員会及び農業委員会並びに上院財政委員会及び農業・栄養・林業委員会に協議し、

a (i) の農産物を生産している米国産業への更なる関税引下げが与える影響を考慮し、当該関税引下げが適切かどうか

b 当該農産物がウルグアイ・ラウンド合意に違背して科学的根拠に基づかない等を含め、不当な動植物検疫に直面していないかどうか

(iii) 国際貿易委員会がこのような関税引下げが当該品目を生産している米国産業に与える経済的影響及び米国経済全般に与える影響を評価する準備をするよう要請し、

(iv) 上記の規定に従い、下院歳入委員会及び農業委員会並びに上院財政委員会及び農業・栄養・林業委員会に、米通商代表が交渉で関税を引き下げる等の意図があること (seek tariff liberalization) 及び当該関税引下げ等の理由を通知しなければならない。

③ 交渉が開始した後に、

(i) 米通商代表が②の(iv)の通知の対象となっていない、②の(i)の品目の追加的関税削減を行うとする場合、又は

(ii) ①の(iv)の品目が交渉の一方の当事者による関税削減要求の対象である場合は、米通商代表は、できるだけ速やかに、当該産品及び関税削減を行う理由を①の委員会に通知しなければならない。

3 TPA 法の改正

(1) 上下両院で可決した貿易円滑化及び貿易執行法案(以下「税関法案」という)は、内容が異なっており、上院は、6 月 24 日、上下両院の税関法案の調整を行うため両院協議会の開催を求める動議を可決するとともに協議員を選出しているが、下院はこの手続きが終了していない。

上院側の協議員は、ハッチ(共・ユタ)、コーニン(共・テキサス)、スーン(共・サウスダコタ)、アイザクソン(共・ジョージア)、ワイデン(民・ワシントン)、シューマー(民・ニューヨーク)及びスタバノウ(民・ミシガン)上院議員で、代表はハッチ財政委員長である。なお上院民主党の優先事項は、上院版税関法案第 606 条(緑の 301 条項)及び第 607 条の貿易執行基金であるが、いずれも共和

党が反対していると伝えられている。また上院版税関法案第 7 編 A 節の過少評価された通貨調査に関する規定はオバマ政権も反対している。

また下院版税関法案第 912 条によってオバマ政権が懸念を表明している TPA 法の人身売買に関する規定が改正されている。

上院版税関法案	下院版税関法案
第 1 編 貿易円滑化及び貿易取締 第 101 条—第 115 条	第 1 編 貿易円滑化及び貿易取締 第 101 条—第 119 条
第 2 編 輸入の衛生及び安全性 第 201 条—第 203 条	第 2 編 輸入の衛生及び安全性 第 201 条—第 203 条
第 3 編 輸入に係る知的財産の保護 第 301 条—311 条	第 3 編 輸入に係る知的財産の保護 第 301 条—311 条
第 4 編 反ダンピング及び相殺関税命令の 侵食 第 401 条—第 403 条	第 4 編 反ダンピング及び相殺関税命令の 侵食防止 第 401 条—第 433 条(A 節 貿易救済法の 取締に関する対策、B 節 貿易救済法の侵 食調査、C 節 その他)
第 5 編 貿易救済法の改正 第 501 条—506 条	第 5 編 貿易救済法の改善 第 501 条—507 条
第 6 編 追加の取締及び知的財産の保護 第 601 条—612 条 第 606 条 環境保護を推進するため、1974 年通商法第 301 条(d) (3) (B) の 改正 第 607 条 上限 3 千万ドルの貿易執行基金 の設置 第 612 条 知的財産保護を推進するため、 1974 年通商法第 182 条(d) (2) の改正	第 6 編 追加の取締規定 第 601 条—603 条
第 7 編 為替操作 A 節 通貨過少評価の調査 第 701 条—第 706 条 B 節 為替レート及び経済政策に関する 責務 第 711 条—712 条	第 7 編 為替操作 第 701 条—702 条(上院案 B 節と同じ規定)
第 8 編 仮の課税延期及び削減の審議プロ	第 8 編 米国税関国境警備局の編成

<p>セス</p> <p>第 801 条—806 条</p> <p>第 9 編 その他の規律</p> <p>第 901 条—第 914 条</p> <p>第 10 編 代償財源</p> <p>第 1001 条—第 1002 条</p>	<p>第 801 条—第 802 条</p> <p>第 9 編 その他の規律</p> <p>第 901 条—915 条</p>
---	---

(2) 下院版 税関法案第 912 条による TPA・TAA 一括法案の人身売買に関する改正規定は、下線部の部分である。なお下院版 税関法案は TPA 単独法案の議決前に可決されているので、条文上は TPA・TAA 一括法案となっている。

<p>下院版 税関法案第 912 条による TPA・TAA 一括法案第 1 編の改正</p> <p>(a) 第 102 条(a)に(14)を追加</p> <p>(14) 通商協定は、米国移民法の変更を要求し、又は移民及び国籍法第 101 条(a) (15)の規定に基づき発給されるビザのアクセスを供与し、若しくは拡大することを米国に義務付けないことを確保すること。</p> <p>(b) 第 102 条(a)に(15)を追加</p> <p>(15) 通商協定は、地球温暖化又は気候変動に関して米国の法の変更を要求し、又は米国に義務付けないことを確保すること。</p> <p>(c) 第 102 条(b)に(22)を追加</p> <p>(22) 水産物交渉—魚類、水産食品及び甲殻類に関する米国の主要な交渉目的は、関税及び非関税障壁を削減し、及び撤廃するとともに、貿易を歪曲する補助金を撤廃すること等によって、外国の魚類、水産食品及び甲殻類が米国において与えられているのと実質的に同等の、米国産の魚類、水産食品及び甲殻類のための競争機会を外国市場で獲得すること及びより公正で開放的な交易条件を達成することである。</p> <p>(d) 第 104 条(c) (2) (C)の後段(下線部分)として追加</p> <p>(C) (A) (i)及び(B) (i)の議会助言グループのそれぞれの構成員は、この編が適用される、いかなる通商協定であっても、その米国交渉団に対する正式な助言者として、大統領のために米国通商代表によって信任されるものとする。(A) (ii)及び(B) (ii)の議会助言グループのそれぞれの構成員は、議会助言者グループの一員であるという理由により、この編が適用される、いかなる通商協定であっても、その米国交渉団に対する正式な助言者として、大統領のために米国通商代表によって信任されるものとする。</p> <p>更に、(A) (i)及び(B) (i)の委員長及び筆頭理事は、これらの交渉団として任務を果</p>
--

たすために、適切なセキュリティチェックを受けた者を3人まで指名することが許容されるものとする。

(注) (A)(i)及び(B)(i)は、下院歳入委員会及び上院財政委員会を指している。

(e) 第106条(b)(6)の(B)を(C)とし、(B)を追加

(A)総じて一大統領貿易促進権限手続きは、2000年人身売買の犠牲者防止法第110条(b)(1)の規定に基づき提出された人身売買に関する最新の年次報告で、人身売買撲滅の最低基準が適用された国及び最低基準に完全には該当していないが、遵守するよう意味のある努力をしていない政府(通常は第3階層の国と呼ばれている)との通商協定又は第103条(b)の通商協定に関するいかなる実施法案に対して適用してはならない。

(B) 例外一

(i) 例外の訴求—大統領が、(A)の適用国が人身売買に関する最新の年次報告の主要な勧告を実施するために具体的な対策を講じているという書簡を担当議会委員会に提出した場合は、この項の規定は、当該国との通商協定に適用してはならない。

(ii) 書簡の内容；国民への公表—ある国に関して前号の規定により提出された書簡は、

(I) 前号の主要な勧告を実施するために講じた具体的な対策を含むとともに、

(II) 国民が閲覧し得るようにしなければならない。

(iii) 担当議会委員会の定義—この号における「担当議会委員会」は、

(I) 下院の歳入委員会及び外交委員会、並びに

(II) 上院の財政委員会及び外交委員会とする。

(C) 人身売買撲滅に関する最低基準—この項において「人身売買撲滅に関する最低基準」とは、2000年人身売買の犠牲者防止法第108条の基準をいう。

(f) 技術的な修正

項及び号の追加に伴う、項番号及び号番号の修正を行う。

(g) 施行期日

この条による改正は、2015年超党派貿易優先事項及び説明責任法の規定に含まれるとみなして、その効力が生じるものとする。